

第 1 0 回後期高齢者医療運営懇談会

資 料

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

【 目 次 】

I 高齢者の医療制度

- (1) 高齢者医療制度の変遷…………… 1
- (2) 後期高齢者医療制度について…………… 2

II 事業の実施状況

- 1 被保険者…………… 4
 - (1) 被保険者の推移…………… 4
 - (2) 自己負担割合別被保険者数…………… 5
- 2 保険料…………… 6
 - (1) 保険料率の推移…………… 6
 - (2) 保険料の軽減対策…………… 6
 - (3) 保険料の賦課状況…………… 7
 - (4) 保険料収納率…………… 8
- 3 療養給付費…………… 9
 - (1) 後期高齢者医療費の状況…………… 9
 - (2) 医療費の内訳と構成比…………… 10
 - (3) 本県における疾病状況…………… 11
 - (4) 高額レセプトの状況…………… 12
 - (5) 都道府県別の1人当たり医療費…………… 13
 - (6) 県内市町別の1人当たり医療費…………… 14
- 4 その他の給付…………… 15
 - (1) 療養費…………… 15
 - (2) 葬祭費…………… 16
- 5 保健事業等…………… 17
 - (1) 保健事業実施計画の策定…………… 17
 - (2) 健康診査事業…………… 18
 - (3) 歯科健康診査事業…………… 19
 - (4) 重複・頻回受診者訪問指導事業…………… 19
 - (5) 長寿・健康増進事業…………… 20
 - (6) 「健康づくり体験談」募集事業…………… 21
 - (7) 医療費通知事業…………… 21
 - (8) ジェネリック医薬品普及・啓発事業…………… 21

III 平成28、29年度の保険料について

- (1) 保険料率の算定について…………… 22
- (2) 保険料率の推移…………… 22
- (3) 算定のスケジュール…………… 22

保険料額の算定方法…………… 23

I 高齢者の医療制度

1 後期高齢者医療制度の概要

(1) 高齢者医療制度の変遷

①制度創設までの経緯

高齢化の急速な進展の中、高齢者の医療を国民全体でしっかりと支えていくため、平成9年から約10年間にわたる抜本改革の議論を経て、平成18年6月、「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

| 年 月 | 内 容 |
|---------|--------------------|
| 昭和48年 | 老人医療費の無料化 |
| 昭和58年2月 | 「老人保健法」を制定（老人保健制度） |
| 平成9年 | 政府・与党で新しい制度の検討を開始 |
| 平成18年6月 | 「医療制度改革関連法」成立 |
| 平成20年4月 | 後期高齢者医療制度を施行 |

②制度創設時の議論

制度施行後、年齢による差別との批判や、年金からの保険料徴収に理解が得られず、保険料軽減特例措置など運用面で改善を図ったものの、民主党に政権交代後の「高齢者医療制度改革会議」では、制度を廃止し、国保に一本化する取りまとめがなされた。

| 年 月 | 内 容 |
|----------|---|
| 平成21年11月 | 「高齢者医療制度改革会議」設置 後期高齢者医療制度の廃止を前提に厚生労働大臣が主宰 |
| 平成22年12月 | 「高齢者医療制度改革会議」取りまとめ ・後期高齢者医療制度の廃止 ・国保の財政運営を都道府県単位化 |

③制度の見直し

平成24年8月、「社会保障制度改革推進法」が成立し、高齢者医療制度は、「社会保障制度改革国民会議」で検討し結論を得ることとされた。

平成25年8月の国民会議の報告書では、後期高齢者医療制度は、十分定着しており、必要な改善を行っていくことが適当であると制度継続が決定された。

現在、「社会保障改革プログラム法」に沿って医療保険制度全般の改革が推進されており、本年5月成立の「医療保険制度改革法」では、国保改革をはじめ、後期高齢者支援金の全面報酬割の導入など制度改革が進められている。

| 年 月 | 内 容 |
|----------|--|
| 平成24年 8月 | 「社会保障制度改革推進法」成立 |
| 平成25年 8月 | 「社会保障制度改革国民会議」報告書 |
| 平成25年12月 | 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障改革プログラム法）」成立 |
| 平成27年 5月 | 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革法）」成立 ・国保の財政支援の拡充、運営の在り方の見直し ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し ・入院時の食事代の段階的引上げ |

(2) 後期高齢者医療制度について

①制度の主な内容

ア 被保険者

75歳（一定の障害があり申請により認定を受けた65歳）以上の方

イ 受けられる給付

医療機関等で被保険者証を提示することで保険給付を受けることができる。

負担割合は1割（現役並み所得者は3割）。それ以外に療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の給付がある。

ウ 保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりが個人単位で保険料を納め、年間保険料は均等割額と所得割額の合計額となる。保険料率は2年ごとに見直される。

エ 広域連合と市町の役割

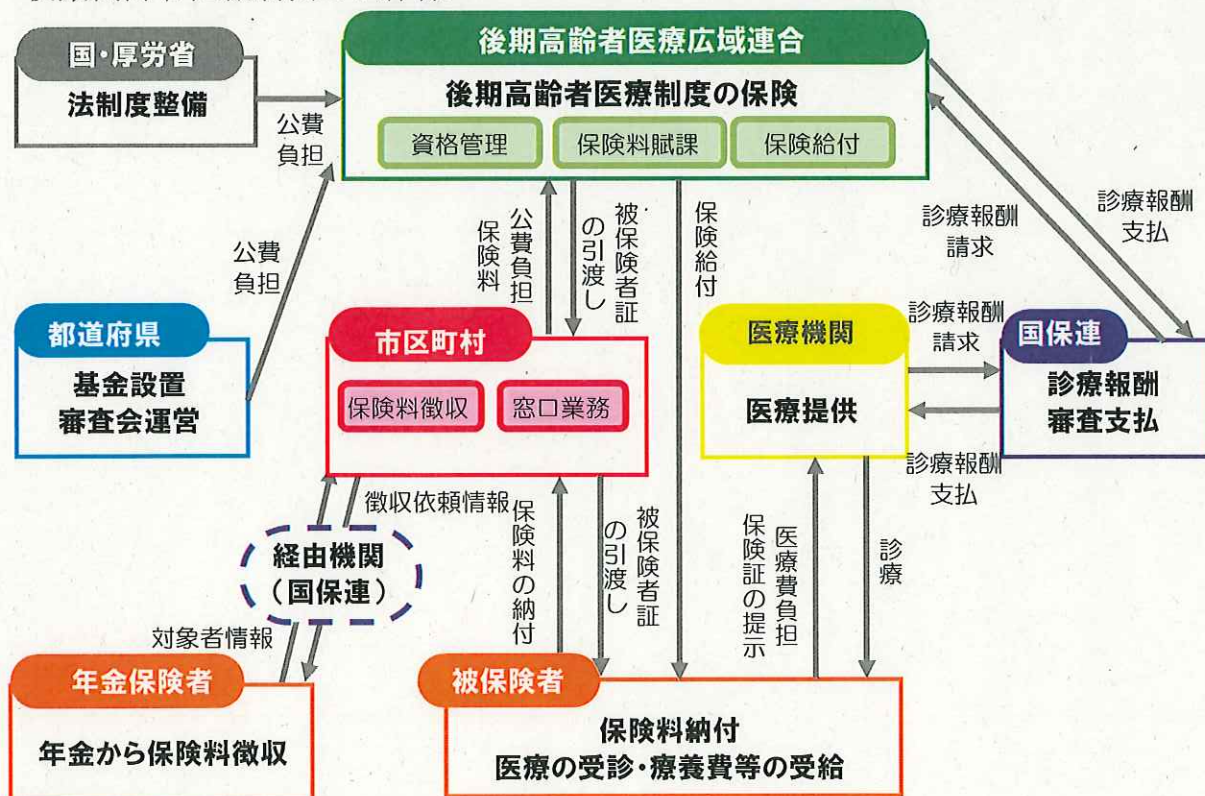
広域連合と市町村は運営に係る事務を分担して行うよう定められている。

広域連合が被保険者の資格認定や保険料率の決定、医療給付などを行い、市町は、届出・申請の受付や被保険者証の引渡しなど窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

②制度運営

後期高齢者医療制度は、財政基盤の安定化を図るため、全ての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、平成19年2月、栃木県後期高齢者医療広域連合が設立された。

○ 後期高齢者医療制度の全体像



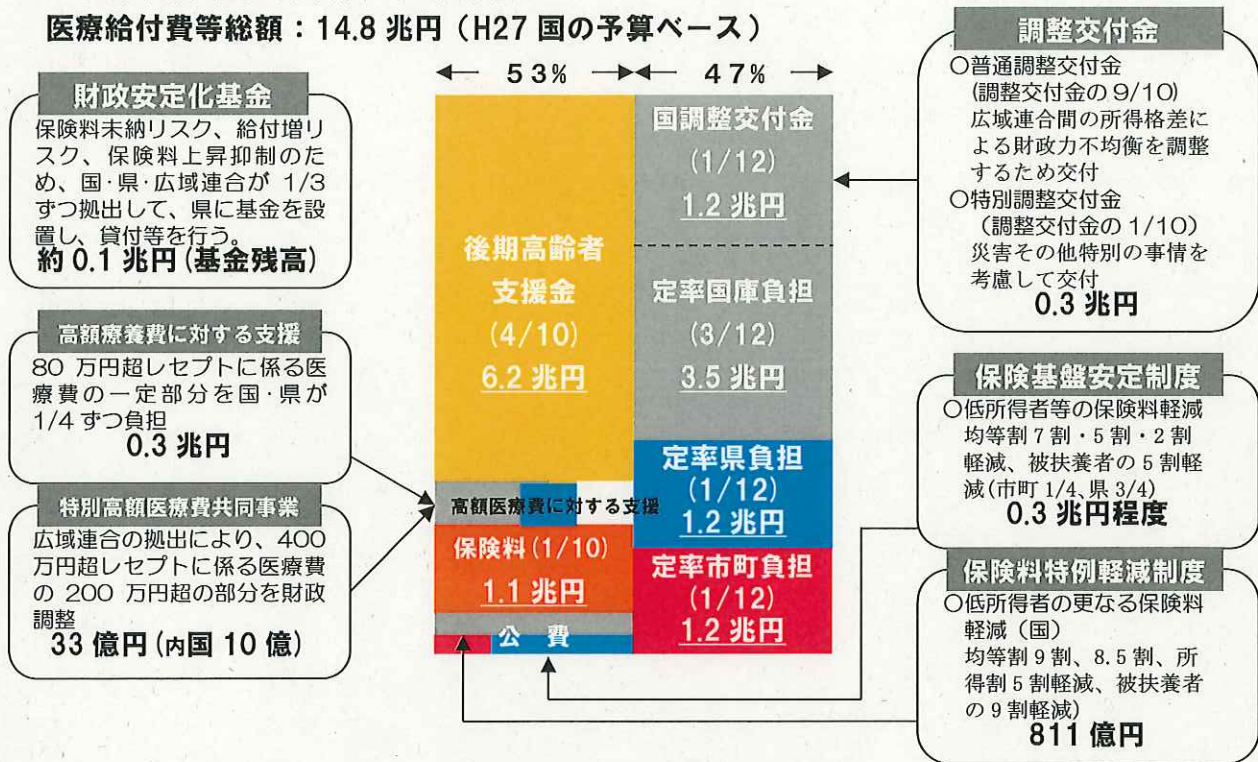
③制度の財源構成

財源構成は、患者負担（1割または3割）を除き、現役世代からの後期高齢者支援金（4割）及び公費（5割）のほか、高齢者が保険料（1割）を負担している。

このうち公費負担は、老人保健制度と同様、国・県・市区町村が4対1対1の割合で負担している。

○ 後期高齢者医療制度の財源構成

医療給付費等総額：14.8兆円（H27国の予算ベース）



Ⅱ 事業の実施状況

1 被保険者

(1) 被保険者の推移

被保険者数は、これまで毎年 4,000 人から 5,000 人増加する状態にあったが、平成 26 年度においては日中事変の影響で 75 歳到達被保険者が一時減少し、2,500 人余りの増加に留まったが、今後 4~5 年は 5,000 人前後の増加で推移すると考える。

一方、障害認定者数は、毎年減少する傾向にある。

【図表 1】

| 被保険者 | | (各年度8月末現在) | | |
|--------|-----------|------------|---------------|--------|
| 区分 | 被保険者数 (人) | 対前年増減数 | (再掲)障害認定者 (人) | 対前年増減数 |
| 平成20年度 | 209,390 | — | 9,028 | — |
| 平成21年度 | 214,793 | 5,403 | 8,596 | ▲ 432 |
| 平成22年度 | 219,994 | 5,201 | 8,136 | ▲ 460 |
| 平成23年度 | 224,691 | 4,697 | 7,517 | ▲ 619 |
| 平成24年度 | 228,988 | 4,297 | 7,247 | ▲ 270 |
| 平成25年度 | 233,181 | 4,193 | 7,054 | ▲ 193 |
| 平成26年度 | 235,683 | 2,502 | 6,996 | ▲ 58 |
| 平成27年度 | 241,111 | 5,428 | 6,875 | ▲ 121 |

【図表 2】

| 年齢別被保険者 | | (各年度8月末現在) | | |
|---------------|---------|------------|-----------|--------|
| 年齢区分 | | 平成26年度 | 平成27年度 | 対前年増減数 |
| | | 被保険者数 (人) | 被保険者数 (人) | |
| 障害 認定者 | 65歳~69歳 | 3,014 | 3,176 | 162 |
| | 70歳~74歳 | 3,982 | 3,699 | ▲ 283 |
| 75歳以上 被保険者 | 75歳~79歳 | 87,024 | 88,631 | 1,607 |
| | 80歳~84歳 | 70,421 | 71,291 | 870 |
| | 85歳~89歳 | 46,728 | 47,730 | 1,002 |
| | 90歳~94歳 | 19,176 | 20,787 | 1,611 |
| | 95歳~99歳 | 4,627 | 5,019 | 392 |
| | 100歳~ | 711 | 778 | 67 |
| 計 | | 235,683 | 241,111 | 5,428 |

全国的な人口減少により、他の医療保険の加入者はほとんど減少している一方で、後期高齢者医療制度の加入者は増加している。

【図表 3】

医療保険制度の加入者等 (単位：千人)

| | 平成24年3月末現在 | | 平成25年3月末現在 | | 対前年 増減数 |
|-------------|------------|---------|------------|---------|------------|
| | 加入者数 | 構成比 (%) | 加入者数 | 構成比 (%) | |
| 被用者保険 | 73,632 | 57.72% | 73,605 | 57.80% | ▲ 27 |
| 全国健康保険協会 | 34,877 | 27.34% | 35,103 | 27.56% | 226 |
| 組管掌健康保険 | 29,504 | 23.13% | 29,353 | 23.05% | ▲ 151 |
| 法第3条第2項被保険者 | 18 | 0.01% | 19 | 0.01% | 1 |
| 船員保険 | 132 | 0.10% | 129 | 0.10% | ▲ 3 |
| 共済組合 | 9,101 | 7.14% | 9,000 | 7.07% | ▲ 101 |
| 国民健康保険 | 38,313 | 30.03% | 37,678 | 29.59% | ▲ 635 |
| 市町村国保 | 35,197 | 27.59% | 34,658 | 27.21% | ▲ 539 |
| 国保組合 | 3,116 | 2.44% | 3,020 | 2.37% | ▲ 96 |
| 後期高齢者医療制度 | 14,733 | 11.55% | 15,168 | 11.91% | 435 |
| 生活保護法適用者 | 2,108 | 1.65% | 2,161 | 1.70% | 53 |
| 統計上の不突合 | ▲ 1,219 | ▲0.95% | ▲ 1,259 | ▲0.99% | ▲ 40 |
| 総人口 | 127,567 | | 127,354 | | ▲ 213 |

厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料(平成24年3月末現在)」(平成25年12月公表)及び厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料(平成25年3月末現在)」(平成26年12月公表)より
(注)「総人口」とは、総務省統計局「人口推計月報」による各年4月1日現在の総人口である。

※国の統計は千人単位であるため、計は不整合となる。

(2) 自己負担割合別被保険者数

現役並み所得者とされる自己負担割合が3割の被保険者は、全国と比較すると構成比は低く5%となっている。

【図表 4】

自己負担割合 (平成27年6月比較)

| | 被保険者数 (人) | 1割負担 | 構成率 | 3割負担 | 構成率 |
|-----|--------------|------------|------|-----------|-----|
| | | (人) | (%) | (人) | (%) |
| 全 国 | 15,842,086 | 14,757,575 | 93.2 | 1,084,511 | 6.8 |
| 栃木県 | 240,056 | 227,996 | 95.0 | 12,060 | 5.0 |

※ 3割負担…原則として、同一世帯に、住民税課税所得から調整控除額を引いた額が

145万円以上の被保険者がいる者

1割負担…3割負担以外の者

2 保険料

(1) 保険料率の推移

平成26・27年度の保険料率について、均等割額は43,200円、所得割率は8.54%となり、賦課限度額は57万円となっている。

【図表5】

栃木県後期高齢者医療保険料率の推移

| 区 分 | 平成20・21年度 | 平成22・23年度 | 平成24・25年度 | 平成26・27年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 均等割額 | 37,800円 | 37,800円 | 42,000円 | 43,200円 |
| 所得割率 | 7.14% | 7.18% | 8.54% | 8.54% |

(2) 保険料の軽減対策

低所得者に対する保険料負担の軽減措置については、制度の円滑な施行を図ることを目的に平成20年度から各種の特別対策が実施され、平成27年度においても継続された。

さらに、平成27年4月から、経済動向を踏まえた国民健康保険料（税）における軽減所得判定基準の見直しに伴い、後期高齢者医療の所得判定基準も見直され、均等割額において、5割軽減及び2割軽減の対象の所得基準額を引き上げ、保険料軽減の対象が拡大となった。

【図表6】

栃木県後期高齢者医療保険料の軽減状況

(各年度7月現在)

| 区 分 | 平成26年度該当者 | | 平成27年度該当者 | | 対前年 増減数 | |
|--------------------|------------|-----------------|-----------|-----------------|------------|---------|
| | 人数 | 被保険者数に 占める割合 | 人数 | 被保険者数に 占める割合 | | |
| 低所得者 に対する 軽減 | 均等割額9割軽減 | 41,430人 | 17.38% | 43,777人 | 18.01% | 2,347人 |
| | 均等割額8.5割軽減 | 36,533人 | 14.90% | 38,684人 | 15.92% | 2,151人 |
| | 均等割額5割軽減 | 17,802人 | 7.46% | 20,304人 | 8.35% | 2,502人 |
| | 均等割額2割軽減 | 16,368人 | 6.86% | 18,409人 | 7.57% | 2,041人 |
| | 小 計 | 111,133人 | 46.62% | 121,174人 | 49.87% | 10,041人 |
| | 所得割額の5割軽減 | ※23,839人 | 10.00% | ※24,839人 | 10.22% | 1,000人 |
| 被扶養者均等割額9割軽減 | 36,284人 | 15.22% | 35,147人 | 14.47% | ▲1,137人 | |
| 合 計 | 153,141人 | 64.25% | 161,736人 | 66.66% | 8,595人 | |

※ 所得割額の5割軽減については、均等割額軽減と重複して適用を受ける被保険者がいるため、該当者数を集計すると合計欄とは一致しない。

(3) 保険料の賦課状況

平成27年度の決定保険料額について、被保険者数は増加となったが、均等割額の5割軽減と2割軽減について平成27年度より所得基準額が引き上げとなり、軽減対象者が増加し、1億3,500万円余り減額となっている。また、1人当たり平均保険料額についても、軽減前と軽減後において、平成26年度より低くなっている。

全国的に見ると、1人当たりの月額平均保険料は、都道府県ごとの平均所得額の差もあって、3千円台から8千円台まで2倍以上の差が生じている。栃木県の1人当たり月額平均保険料は、全国平均額より約1,000円低い状況にある。

【図表7】

保険料当初賦課の状況

| | | 平成26年度 (7月現在) | 平成27年度 (7月現在) | 対前年増減額 | (参考) 第4期(H26・H27) 料率算定時推計値 |
|----------------------|----|------------------|------------------|--------------|----------------------------------|
| 決定保険料額(円) | | 13,197,729,400 | 13,063,207,600 | ▲134,521,800 | |
| 軽減前 1人当たり平均保険料(円) | 年額 | 77,679 | 76,627 | ▲1,052 | 76,960 |
| | 月額 | 6,473 | 6,386 | ▲87 | 6,413 |
| 軽減後 1人当たり平均保険料(円) | 年額 | 55,374 | 53,764 | ▲1,610 | 55,467 |
| | 月額 | 4,615 | 4,480 | ▲135 | 4,622 |

【図表8】

都道府県別保険料率及び1人当たり月額平均保険料額(抜粋)

| 都道府県名 | 第3期(平成24・25年度) | | | | 都道府県名 | 第4期(平成26・27年度) | | | |
|-------|----------------|---------|-------------------------------|----|-------|----------------|---------|-------------------------------|----|
| | 均等割額(円) | 所得割率(%) | 一人当たり 月額平均保険料額(円) (軽減後) | 順位 | | 均等割額(円) | 所得割率(%) | 一人当たり 月額平均保険料額(円) (軽減後) | 順位 |
| 全国 | 43,550 | 8.55 | 5,569 | — | 全国 | 44,980 | 8.88 | 5,668 | — |
| 栃木県 | 42,000 | 8.54 | 4,691 | 26 | 栃木県 | 43,200 | 8.54 | 4,622 | 28 |
| 東京都 | 40,100 | 8.19 | 7,746 | 1 | 東京都 | 42,200 | 8.98 | 8,092 | 1 |
| 神奈川県 | 41,099 | 8.01 | 7,430 | 2 | 神奈川県 | 42,580 | 8.30 | 7,514 | 2 |
| 大阪府 | 51,828 | 10.17 | 6,999 | 3 | 大阪府 | 52,607 | 10.41 | 6,998 | 3 |
| 愛知県 | 43,510 | 8.55 | 6,664 | 4 | 愛知県 | 45,761 | 9.00 | 6,882 | 4 |
| 福岡県 | 55,045 | 10.88 | 6,566 | 5 | 福岡県 | 56,584 | 11.47 | 6,660 | 5 |
| 岩手県 | 35,800 | 6.62 | 3,142 | 47 | 秋田県 | 39,710 | 8.07 | 3,205 | 47 |

(注1) 平成26年4月2日厚生労働省公表数値

(注2) 一人当たり平均保険料額については、第3期は後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出したもの、第4期は平成26年度保険料率算定時点のものを掲載

(4) 保険料収納率

平成20年度以降の保険料収納率は、図表9のとおりである。

特別徴収と普通徴収を合わせた全体の収納率は、全国平均でも99%を上回る状況にあり、栃木県の収納率は、全国順位では低いものの、全国平均値を上回っている。

【図表9】

栃木県後期高齢者医療保険料収納率

| 区 分 | 収 納 率 | 前 年 度 比 較 |
|--------|--------|-----------|
| 平成20年度 | 98.83% | — |
| 平成21年度 | 99.05% | 0.22 |
| 平成22年度 | 99.18% | 0.13 |
| 平成23年度 | 99.22% | 0.04 |
| 平成24年度 | 99.20% | ▲0.02 |
| 平成25年度 | 99.26% | 0.06 |
| 平成26年度 | 99.32% | 0.06 |

【図表10】

都道府県別保険料収納率（抜粋）

（単位：％）

（単位：％）

| 平成24年度 | | | | | |
|--------|-------------|----|-------|-------|----|
| 都道府県名 | 全体 特徴+普徴 | 順位 | 都道府県名 | 普通徴収 | 順位 |
| 全国平均 | 99.19 | — | 全国平均 | 98.07 | — |
| 栃木県 | 99.20 | 33 | 栃木県 | 97.73 | 38 |
| 島根県 | 99.62 | 1 | 愛知県 | 98.81 | 1 |
| 滋賀県 | 99.57 | 2 | 佐賀県 | 98.77 | 2 |
| 新潟県 | 99.57 | 3 | 島根県 | 98.75 | 3 |
| 山形県 | 99.57 | 4 | 滋賀県 | 98.75 | 4 |
| 佐賀県 | 99.57 | 5 | 愛媛県 | 98.72 | 5 |
| 沖縄県 | 98.38 | 47 | 沖縄県 | 96.84 | 47 |

| 平成25年度 | | | | | |
|--------|-------------|----|-------|-------|----|
| 都道府県名 | 全体 特徴+普徴 | 順位 | 都道府県名 | 普通徴収 | 順位 |
| 全国平均 | 99.25 | — | 全国平均 | 98.20 | — |
| 栃木県 | 99.26 | 34 | 栃木県 | 97.88 | 40 |
| 島根県 | 99.62 | 1 | 愛知県 | 98.91 | 1 |
| 滋賀県 | 99.62 | 2 | 滋賀県 | 98.89 | 2 |
| 新潟県 | 99.62 | 3 | 愛媛県 | 98.86 | 3 |
| 山口県 | 99.59 | 4 | 佐賀県 | 98.82 | 4 |
| 佐賀県 | 99.58 | 5 | 新潟県 | 98.81 | 5 |
| 沖縄県 | 98.66 | 47 | 沖縄県 | 97.38 | 47 |

（注）平成27年1月28日厚生労働省公表数値

3 療養給付費

(1) 後期高齢者医療費の状況

後期高齢者医療における本県の医療費は、被保険者数及び1人当たり医療費の増加に伴い毎年増加しており、平成23～25年度は3%前後の伸びを示していたが、平成26年度は1.6%増になり伸び率が鈍化した。

全国の医療費では、全体の医療費に占める後期高齢者医療の割合が年々増加しており、1人当たり医療費も微増の傾向が見られる。

【図表11】栃木県

| 診療年度(3～2月ベース)又は月 | 被保険者数(人) | 医療費(円) | 対前年度(同月)比(%) | 1人当たり医療費 | |
|------------------|----------|-----------------|--------------|-----------|--------------|
| | | | | 年額又は月額(円) | 対前年度(同月)比(%) |
| 平成22年度 | 220,396 | 174,037,494,028 | 6.2 | 789,658 | 3.7 |
| 平成23年度 | 224,920 | 179,056,450,994 | 2.9 | 796,090 | 0.8 |
| 平成24年度 | 229,438 | 183,988,326,020 | 2.8 | 801,910 | 0.7 |
| 平成25年度 | 233,433 | 189,750,582,977 | 3.1 | 812,868 | 1.4 |
| 平成26年度 | 236,116 | 192,870,478,003 | 1.6 | 816,846 | 0.5 |
| 平成27年3月 | 238,949 | 16,880,310,290 | 3.6 | 70,644 | 1.9 |
| 4月 | 239,236 | 16,379,604,532 | 2.4 | 68,466 | 0.6 |
| 5月 | 239,491 | 15,930,212,434 | ▲0.8 | 66,517 | ▲2.6 |
| 6月 | 240,056 | 16,635,728,112 | 4.8 | 69,299 | 2.7 |
| 7月 | 240,502 | 16,935,277,080 | 3.2 | 70,416 | 1.0 |
| 1か月平均 | 239,647 | 16,552,226,490 | 2.7 | 69,069 | 0.7 |

※医療費は一部負担金等を含んだ費用の総額であり、療養費は含まれていない。

【図表12】全国の医療費

| 診療年度(4～3月ベース) | 総人口(百万人) | 医療費(億円) | 対前年度比(%) | 後期高齢者医療分(億円) | 対前年度比(%) | 医療費に占める後期高齢者医療の割合(%) | 後期高齢者の1人当たり医療費 | |
|---------------|----------|---------|----------|--------------|----------|----------------------|----------------|----------|
| | | | | | | | 年額(円) | 対前年度比(%) |
| 平成22年度 | 128.1 | 366,178 | 3.9 | 127,090 | 5.5 | 34.7 | 901,497 | 2.2 |
| 平成23年度 | 127.8 | 377,666 | 3.1 | 132,935 | 4.6 | 35.2 | 915,781 | 1.6 |
| 平成24年度 | 127.5 | 384,074 | 1.7 | 136,671 | 2.8 | 35.6 | 914,755 | ▲0.1 |
| 平成25年度 | 127.3 | 392,556 | 2.2 | 141,696 | 3.7 | 36.1 | 926,715 | 1.3 |
| 平成26年度 | 127.1 | 399,556 | 1.8 | 144,955 | 2.3 | 36.3 | 931,310 | 0.5 |

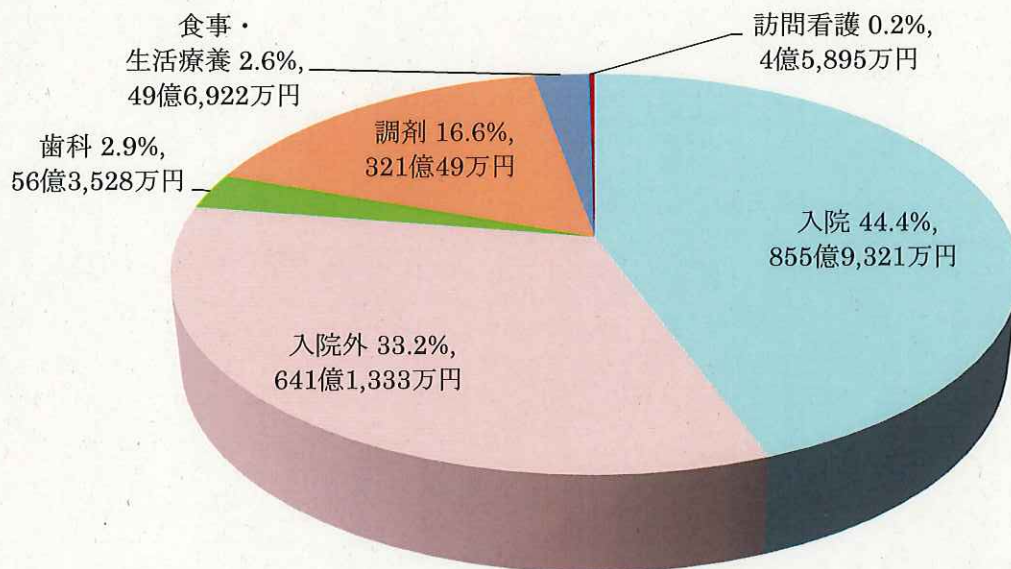
【資料：厚生労働省 保険局調査課「平成26年度医療費の動向」】

(2) 医療費の内訳と構成比

栃木県では入院が44.4%、次いで入院外の33.2%、調剤の16.6%の順になっており、この3種別で全体の約95%を占めている。

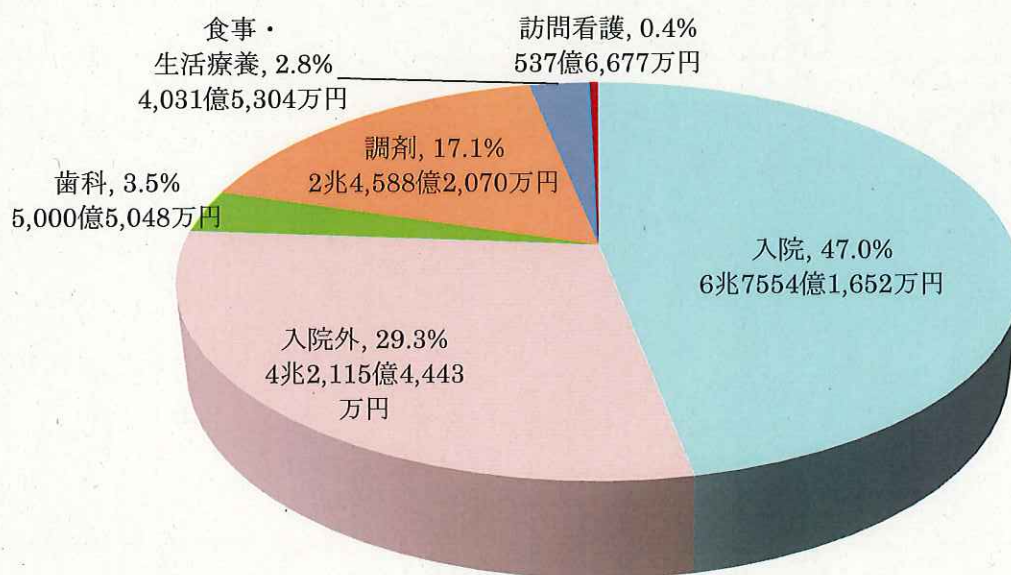
全国と比較すると、入院が2.6ポイント、歯科が0.6ポイント、調剤が0.5ポイント低い値になっている。一方、入院外は3.9ポイント高い値になっている。

【図表13】栃木県



【資料：栃木県後期高齢者医療事業状況報告書】

【図表14】全国

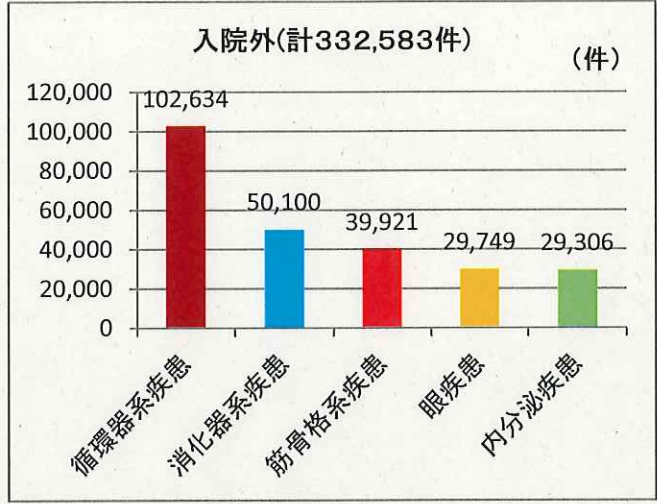
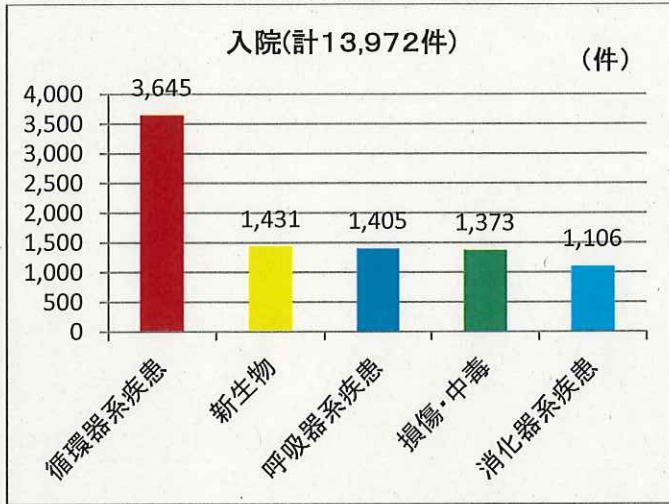


【資料：国民健康保険中央会「平成26年度年間分 医療費速報」】

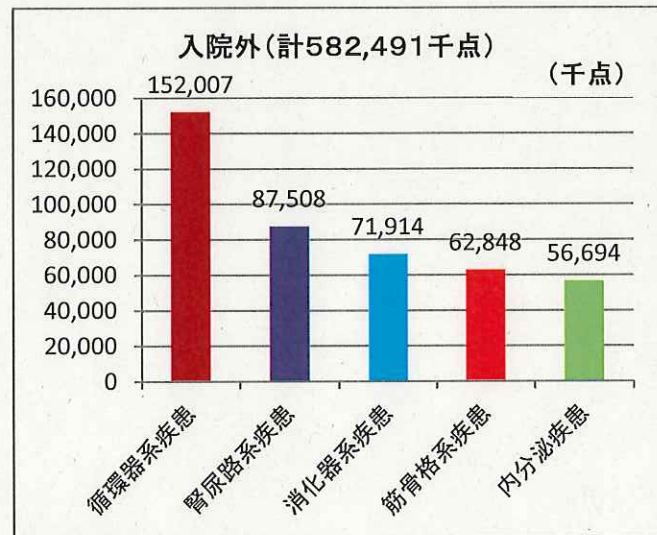
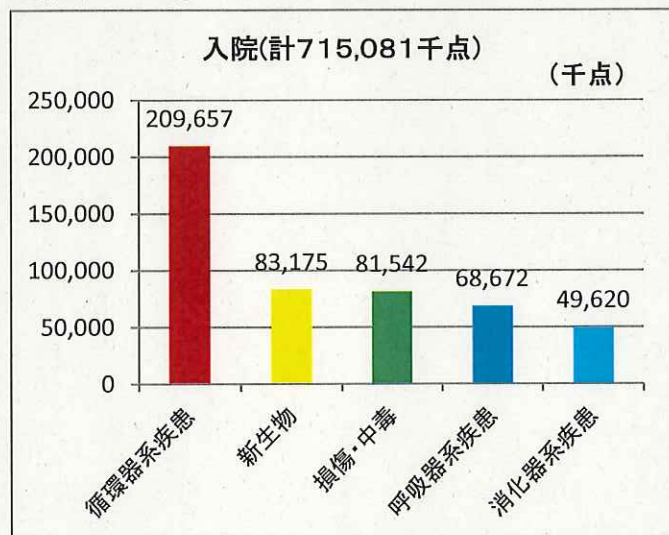
(3) 本県における疾病状況

平成26年6月審査分のレセプト（医科・歯科）より、本県の後期高齢者医療被保険者にかかる疾病状況について把握・分類した。

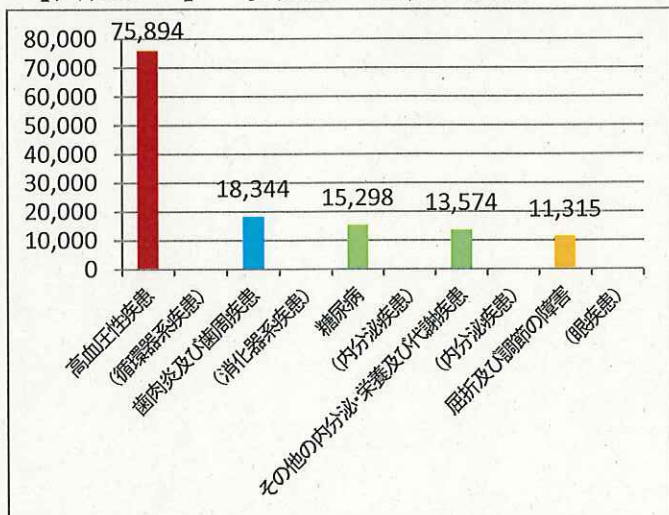
【図表15】 疾病分類別 件数上位5疾病



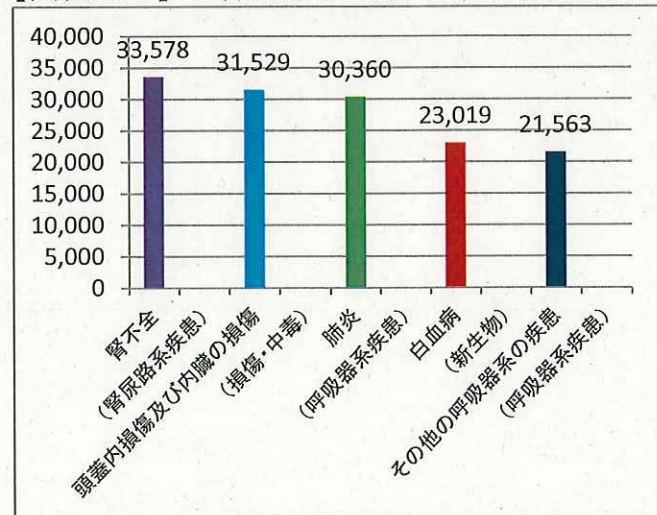
【図表16】 疾病分類別 点数上位5疾病



【図表17】 多受診 上位5疾病



【図表18】 1件あたり点数 上位5疾病(点)



(4) 高額レセプトの状況

80万円以上のレセプトは、件数、医療費ともに増加しており、医療費全体に占める構成比も増加している。また、400万円以上のレセプトも増加傾向にあり、レセプト1件当たりの最高額も高額化している。

【図表19】

(単位：件、円、%)

| 年度又は月 | 80万円以上のレセプト | | | | 400万円以上のレセプト(再掲) | | レセプト1件当たりの最高額 |
|---------|-------------|-----|----------------|------|------------------|---------------|---------------|
| | 件数 | 構成比 | 医療費 | 構成比 | 件数 | 医療費 | |
| 平成22年度 | 20,294 | 0.4 | 25,452,928,310 | 14.6 | 242 | 1,260,401,450 | 10,903,750 |
| 平成23年度 | 24,019 | 0.4 | 30,336,228,870 | 16.9 | 318 | 1,668,929,900 | 21,202,780 |
| 平成24年度 | 26,847 | 0.5 | 33,765,356,516 | 18.3 | 309 | 1,631,898,198 | 20,513,024 |
| 平成25年度 | 28,240 | 0.5 | 35,619,979,316 | 18.7 | 339 | 1,784,901,369 | 13,680,430 |
| 平成26年度 | 29,716 | 0.5 | 36,914,276,212 | 19.1 | 341 | 1,821,207,790 | 15,924,710 |
| 平成27年3月 | 2,759 | 0.5 | 3,422,885,692 | 20.3 | 32 | 176,367,036 | 7,739,692 |
| 4月 | 2,441 | 0.4 | 2,980,840,579 | 18.2 | 27 | 142,990,230 | 7,909,412 |
| 5月 | 2,504 | 0.5 | 3,008,005,122 | 18.9 | 22 | 118,387,850 | 9,458,910 |
| 6月 | 2,587 | 0.5 | 3,268,740,877 | 19.6 | 34 | 179,187,264 | 11,373,980 |
| 7月 | 2,701 | 0.5 | 3,382,871,629 | 20.0 | 30 | 165,366,450 | 12,395,630 |
| 1か月平均 | 2,598 | 0.5 | 3,212,668,780 | 19.4 | 29 | 156,459,766 | — |

※「400万円以上」の件数・費用額は、「80万円以上のレセプト」の内数である。

※「構成比」は、療養の給付全体の件数・費用額に占める割合を示す。

※80万円を超える費用額の一部については、高額医療費負担金として国・県が4分の1ずつ負担する。平成26年度は国・県からそれぞれ29,648件分、609,129,861円が交付された。

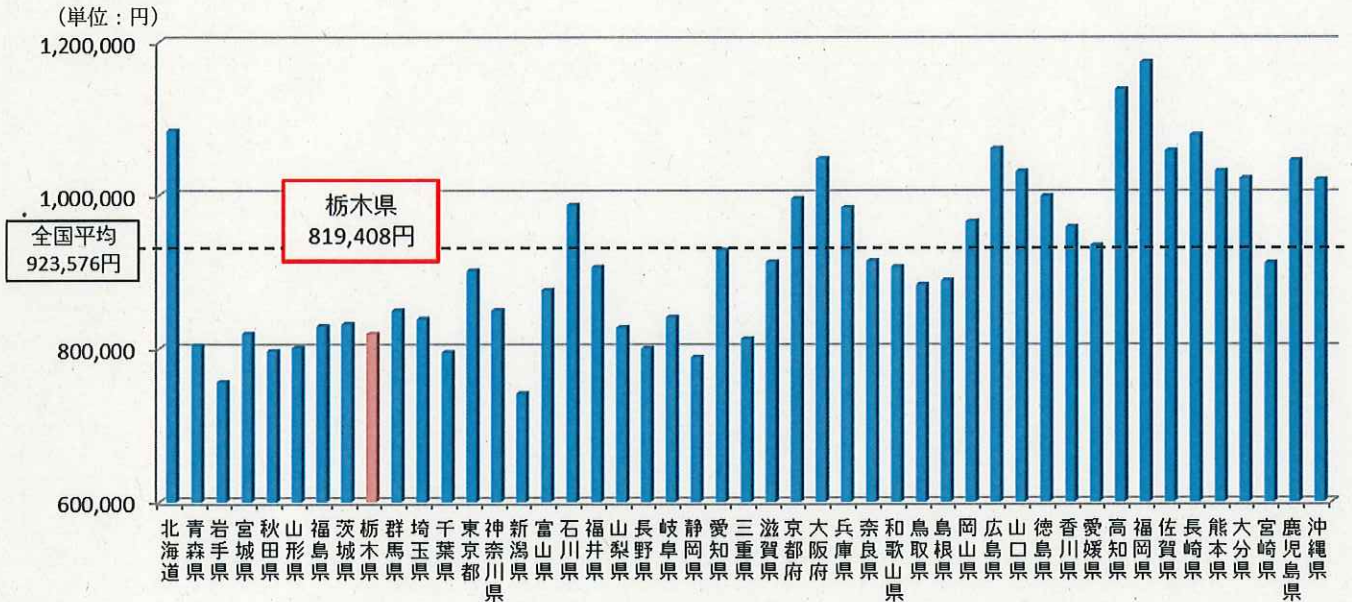
※400万円以上のレセプトの一部は、国保中央会で特別審査が行われ、特別高額医療費共同事業交付金として交付される。平成26年度は96件分、35,318,191円が交付された。

(5) 都道府県別の1人当たり医療費

栃木県では、被保険者1人当たり医療費において平成25年度と同じ38位で低い水準になっている。全国平均と比較すると、10万円以上(11%)低い額になっている。

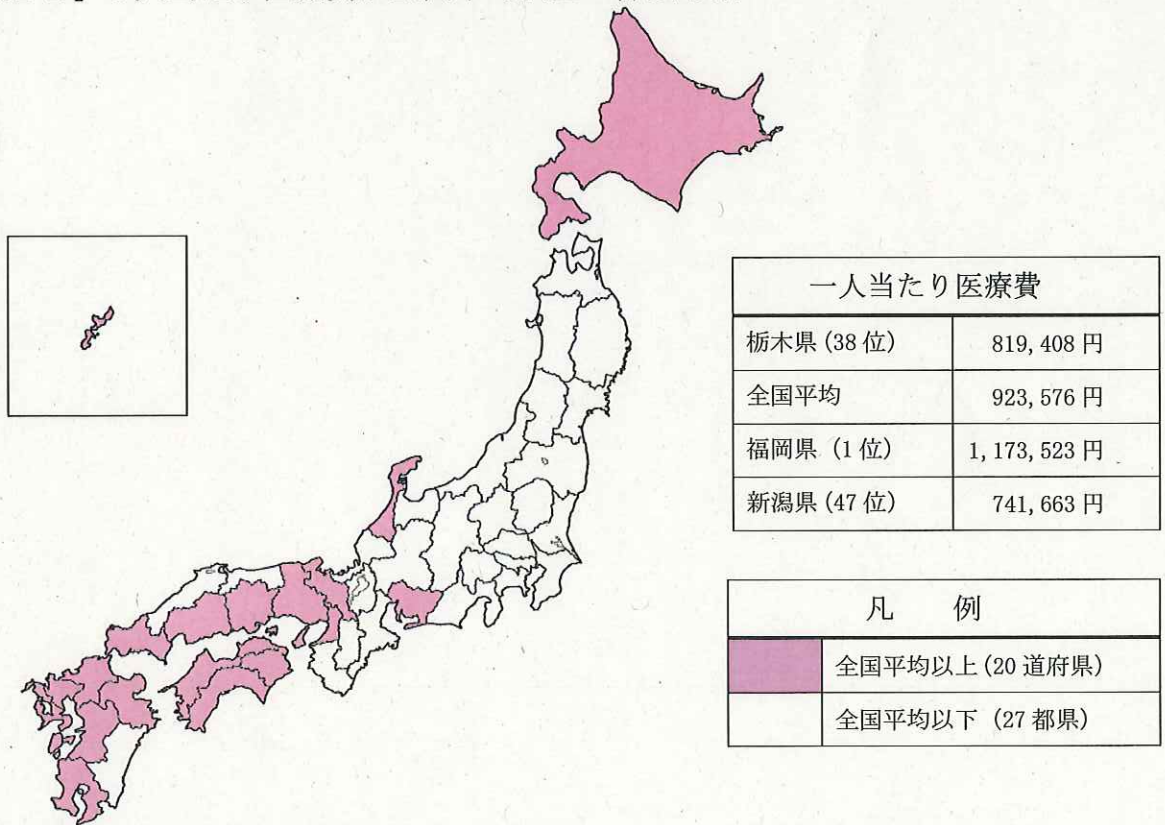
全国的には、北海道を除き西日本が高く、東日本が低い傾向が見られる。

【図表20】



【資料：国民健康保険中央会「国保連合会審査支払業務統計」】

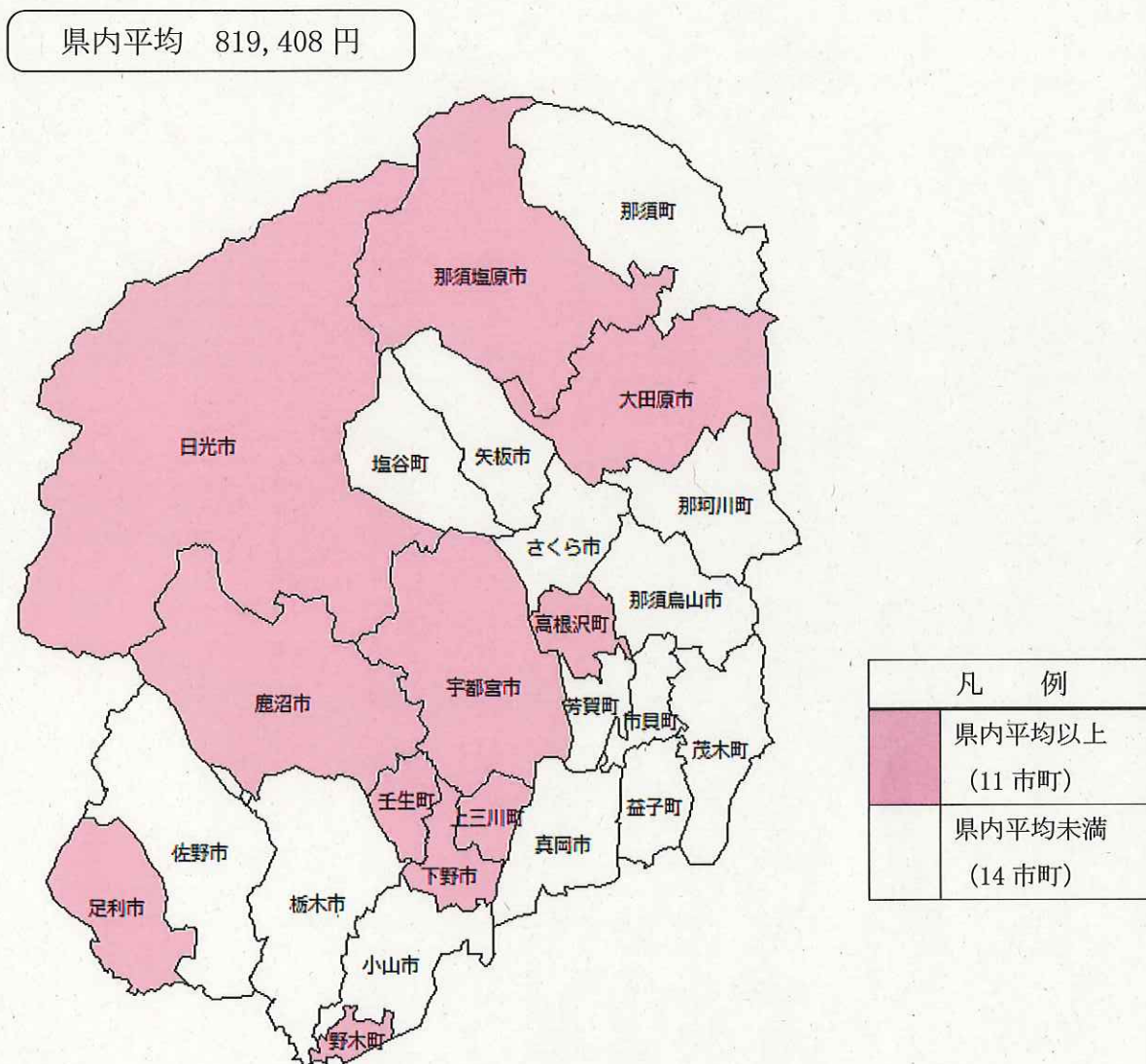
【図表21】 1人当たり医療費が全国平均以上の都道府県



(6) 県内市町別の1人当たり医療費

栃木県における被保険者1人当たりの医療費を市町別に見ると、県北から県央・県西にかけて高く、県東・県南が低い傾向が見られる。

【図表22】1人当たり医療費が県内平均以上の市町



【図表23】1人当たり医療費の順位

| 順位 | 市町名 | 1人当たり医療費 | 順位 | 市町名 | 1人当たり医療費 | 順位 | 市町名 | 1人当たり医療費 |
|----|-------|----------|----|------|----------|--------------|-------|----------------|
| 1 | 日光市 | 917,011 | 10 | 野木町 | 823,986 | 19 | 益子町 | 772,734 |
| 2 | 宇都宮市 | 870,968 | 11 | 下野市 | 820,529 | 20 | 佐野市 | 759,702 |
| 3 | 壬生町 | 869,850 | 12 | さくら市 | 819,234 | 21 | 栃木市 | 749,285 |
| 4 | 上三川町 | 865,810 | 13 | 矢板市 | 818,257 | 22 | 市貝町 | 715,798 |
| 5 | 足利市 | 856,397 | 14 | 那須町 | 807,030 | 23 | 那珂川町 | 677,291 |
| 6 | 高根沢町 | 843,189 | 15 | 塩谷町 | 805,308 | 24 | 那須烏山市 | 641,408 |
| 7 | 那須塩原市 | 835,078 | 16 | 芳賀町 | 802,524 | 25 | 茂木町 | 629,771 |
| 8 | 大田原市 | 832,195 | 17 | 真岡市 | 799,077 | | | |
| 9 | 鹿沼市 | 829,280 | 18 | 小山市 | 777,924 | | | |
| | | | | | | 栃木県全体 | | 819,408 |

※日光市/茂木町=1.46倍

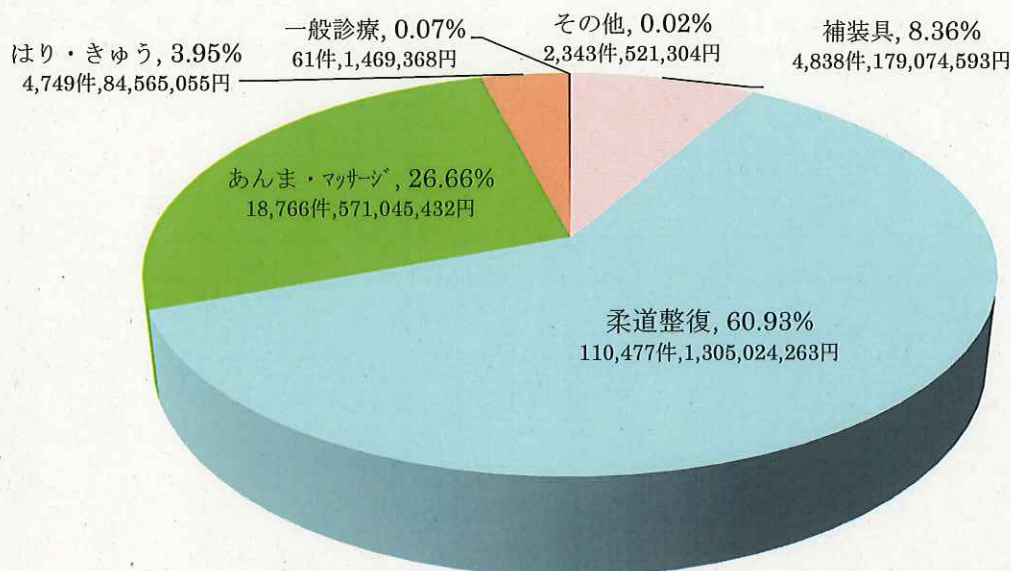
※平成26年4月から平成27年3月までの診療(12か月分)を集計

4 その他の給付

(1) 療養費

療養費の費用額は、柔道整復とあんま・マッサージで全体の約9割を占めている。平成23～25年度の費用額は4%前後の伸びを示していたが、平成26年度は2.0%増になり伸び率が鈍化した。

【図表24】



【図表25】

| 年度又は月 | 栃木県 | | | 全 国 | | |
|---------|---------|---------------|--------------|-----------------------------|-------------|--------------|
| | 件数(件) | 費用額(円) | 対前年度(同月)比(%) | 件数(件) | 費用額(千円) | 対前年度(同月)比(%) |
| 平成22年度 | 115,528 | 1,873,966,269 | 9.0 | 10,054,540 | 162,497,454 | 6.8 |
| 平成23年度 | 125,041 | 1,948,995,296 | 4.0 | 11,035,852 | 172,935,394 | 6.4 |
| 平成24年度 | 127,362 | 2,011,620,051 | 3.2 | 11,691,538 | 177,124,552 | 2.4 |
| 平成25年度 | 134,686 | 2,100,031,803 | 4.4 | 11,855,743 | 179,174,121 | 1.2 |
| 平成26年度 | 141,234 | 2,141,700,015 | 2.0 | 【資料：厚生労働省平成25年度後期高齢者医療事業年報】 | | |
| 平成27年4月 | 10,425 | 168,968,144 | 10.9 | | | |
| 5月 | 10,662 | 182,435,500 | 14.7 | | | |
| 6月 | 12,707 | 185,654,454 | ▲ 0.3 | | | |
| 7月 | 12,688 | 194,894,739 | 2.0 | | | |
| 8月 | 12,372 | 194,688,198 | 4.3 | | | |
| 1か月平均 | 11,771 | 185,328,207 | 5.9 | | | |

(2) 葬祭費

葬祭費は、平成23年度以降7億円以上の支出があり、死亡による資格喪失者数と連動して増減している。

【図表26】

| 年度又は月 | 栃木県 | | | 全 国 | | |
|---------|--------|-------------|-----------------|---------|------------|-----------------|
| | 件数 (件) | 金額 (円) | 対前年度 (同月) 比 (%) | 件数 (件) | 金額 (千円) | 対前年度 (同月) 比 (%) |
| 平成22年度 | 13,569 | 678,450,000 | 4.5 | 803,096 | 34,536,729 | 18.0 |
| 平成23年度 | 14,559 | 727,950,000 | 7.3 | 843,065 | 36,360,339 | 5.3 |
| 平成24年度 | 14,311 | 715,550,000 | ▲ 1.7 | 857,408 | 36,974,560 | 1.7 |
| 平成25年度 | 14,448 | 722,400,000 | 1.0 | 869,495 | 37,516,971 | 1.5 |
| 平成26年度 | 14,516 | 725,800,000 | 0.5 | | | |
| 平成27年4月 | 1,159 | 57,950,000 | ▲ 11.0 | | | |
| 5月 | 1,156 | 57,800,000 | ▲ 3.8 | | | |
| 6月 | 1,102 | 55,100,000 | ▲ 8.0 | | | |
| 7月 | 1,017 | 50,850,000 | 15.2 | | | |
| 8月 | 1,188 | 59,400,000 | 8.8 | | | |
| 1か月平均 | 1,124 | 56,220,000 | ▲ 1.0 | | | |

【資料：厚生労働省平成25年度後期高齢者医療事業年報】

5 保健事業等

(1) 保健事業実施計画の策定

①目的

広域連合では、健康・医療情報を活用しながら、本県後期高齢者医療の現状を分析し課題抽出を行い、保健事業の取組をPDCAサイクルに沿って効果的、効率的に実施することにより、高齢者にかかる健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的として、平成27年3月に保健事業実施計画を策定した。

②基本方針

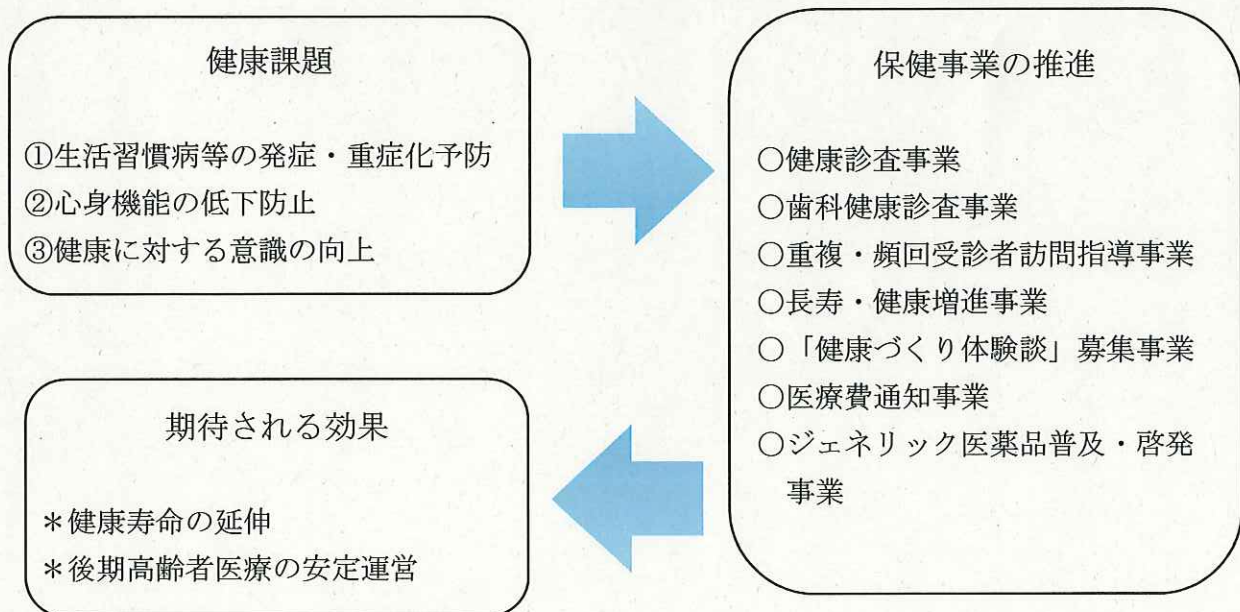
- ア) 被保険者の健康保持増進に向けた取組の推進
- イ) 市町との連携・協力体制の強化

③位置付け

栃木県後期高齢者医療広域連合広域計画の基本指針に基づいた個別計画とし、とちぎ健康21プラン（栃木県健康増進計画）や栃木県医療費適正化計画などとの調和を図り策定した。

④期間

平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3カ年計画とした。



(2) 健康診査事業（平成20年度より実施）

生活習慣病の早期発見により重症化を予防し、医療費の適正化を図ることを目的に実施している。実施にあたっては、受診率30%を目標に掲げ、被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

①平成26年度実施状況

【図表27】

| 市町名 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | | | 受診率(%) |
|-------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | | 集団 | 個別 | 計 | |
| 宇都宮市 | 42,567 | 2,076 | 9,368 | 11,444 | 26.9 |
| 足利市 | 17,234 | 161 | 5,182 | 5,343 | 31.0 |
| 栃木市 | 19,045 | 1,759 | 2,504 | 4,263 | 22.4 |
| 佐野市 | 13,827 | 744 | 1,863 | 2,607 | 18.9 |
| 鹿沼市 | 11,505 | 65 | 4,421 | 4,486 | 39.0 |
| 日光市 | 11,470 | 2,489 | 514 | 3,003 | 26.2 |
| 小山市 | 13,496 | 1,344 | 3,602 | 4,946 | 36.6 |
| 真岡市 | 7,291 | 1,247 | 1,070 | 2,317 | 31.8 |
| 大田原市 | 8,141 | 1,903 | 13 | 1,916 | 23.5 |
| 矢板市 | 3,732 | 670 | 229 | 899 | 24.1 |
| 那須塩原市 | 10,602 | 1,891 | 976 | 2,867 | 27.0 |
| さくら市 | 4,265 | 937 | 21 | 958 | 22.5 |
| 那須烏山市 | 4,160 | 321 | 1,580 | 1,901 | 45.7 |
| 下野市 | 5,326 | 326 | 1,738 | 2,064 | 38.8 |
| 上三川町 | 2,527 | 59 | 1,135 | 1,194 | 47.2 |
| 益子町 | 2,552 | 370 | — | 370 | 14.5 |
| 茂木町 | 2,427 | 253 | — | 253 | 10.4 |
| 市貝町 | 1,330 | 309 | — | 309 | 23.2 |
| 芳賀町 | 1,987 | 419 | — | 419 | 21.1 |
| 壬生町 | 3,690 | 465 | 89 | 554 | 15.0 |
| 野木町 | 2,236 | 224 | 41 | 265 | 11.9 |
| 塩谷町 | 1,919 | — | 803 | 803 | 41.8 |
| 高根沢町 | 2,716 | 355 | — | 355 | 13.1 |
| 那須町 | 3,806 | 672 | 6 | 678 | 17.8 |
| 那珂川町 | 3,050 | 497 | 1,036 | 1,533 | 50.3 |
| 合計 | 200,901 | 19,556 | 36,191 | 55,747 | 27.7 |

※「対象者数」…【被保険者数】－【健診除外者数】（施設入所者等）

「受診率」…【受診者数】÷【対象者数】

平成26年度からKDB等を活用し、健診除外者数を抽出

②受診率の推移

【図表28】

| 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 栃木県受診率(%) | 22.3 | 23.0 | 23.8 | 24.5 | 27.7 |
| 全国受診率(%) | 22.7 | 23.7 | 24.5 | 25.1 | 25.6(見込) |

(3) 歯科健康診査事業（平成26年度より実施）

肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施にあたっては被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

<実施状況>

【図表29】

| 年 度 | 実 施 市 町 |
|--------|--|
| 平成26年度 | 日光市 |
| 平成27年度 | 宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・矢板市 上三川町・市貝町・塩谷町 |

(4) 重複・頻回受診者訪問指導事業（平成22年度より実施）

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として、委託先の保健師等が対象者宅を訪問し、健康相談・助言を行っている。

<平成26年度実施状況>

実施時期 平成26年9月～11月

実施人数 重複受診者：56人

頻回受診者：153人

対 象 者 重複受診者：同一疾病により複数の医療機関等に2か月以上
継続して受診している者

頻回受診者：1か月における同一医療機関等への受診日数が、
2か月以上継続して15日以上ある者

(5) 長寿・健康増進事業

長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのため、県内市町が積極的に取り組んでいる事業に対し、国の特別調整交付金を原資として経費助成を行っている。

<平成26年度実施状況>

【図表30】

| 対象事業 | | 助成市町 |
|-----------------|--------------|---|
| ① 健康教育相談、健康相談等 | | 益子町・茂木町・市貝町 |
| ② 運動、健康施設等利用費助成 | | 足利市 |
| ③ 保養施設利用費助成 | | 足利市・佐野市・那須烏市 |
| ④ 社会参加活動の運営費の助成 | | 市貝町 |
| ⑤ 人間ドック等の費用助成 | | 宇都宮市・足利市・佐野市 日光市・小山市・大田原市 さくら市・那須烏山市 下野市・上三川町・益子町 野木町・高根沢町・那須町 |
| ⑥ 健康診査（追加項目） | | 佐野市・日光市 |
| ⑦その他 | はり・きゅう等利用助成 | 宇都宮市・足利市・栃木市 佐野市・鹿沼市 |
| | 肺炎球菌ワクチン接種助成 | 宇都宮市・栃木市・佐野市 鹿沼市・日光市・小山市 真岡市・矢板市 那須塩原市・那須烏山市 下野市・益子町・茂木町 市貝町・芳賀町・壬生町 野木町・塩谷町・高根沢町 |

(6) 「健康づくり体験談」募集事業（平成25年度より実施）

健康づくりに関する体験談を募集し、優秀作品について周知することにより、自らの健康管理に一層関心を持ってもらうことを目的に実施した。

<平成26年度実施状況>

募集期間 平成26年7月28日から9月30日

表彰 最優秀作品2件、優秀作品2件

(7) 医療費通知事業（平成20年度より実施）

被保険者に医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めてもらうことを目的に実施している。

また、査定により医療費が10万円以上減額された方に対し、平成24年度より減額査定通知を実施している。

<平成26年度実施状況>

発送回数 3回（7月、11月、3月）

発送枚数 766, 739通

(8) ジェネリック医薬品普及・啓発事業

ジェネリック医薬品の普及促進を強化し、患者負担の軽減及び医療保険財政の健全化を図り、後期高齢者医療制度の安定的運営を持続することを目的に実施している。

①ジェネリック医薬品希望カード配布事業（平成24年度より実施）

- ・市町窓口にてジェネリック医薬品希望カードを設置、配布
- ・75歳到達者の被保険者証送付時に配布

②ジェネリック医薬品利用差額通知事業（平成25年度より実施）

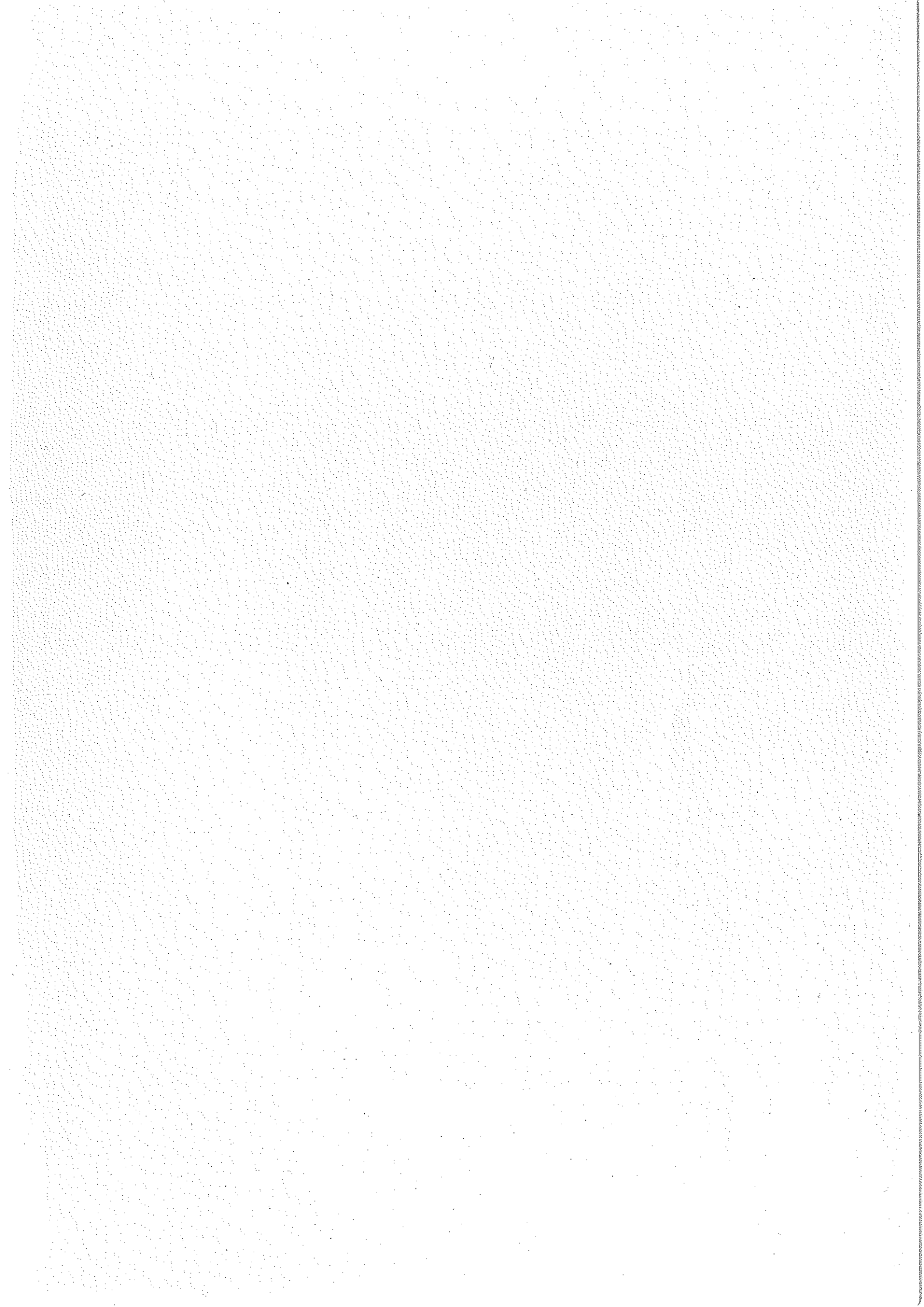
処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定額以上の負担軽減の可能性のある被保険者へ参考として送付している。

<平成27年度実施状況>

実施時期 平成27年8月

発送枚数 19,090通

抽出条件 平成27年5月調剤分で、投薬期間が7日以上、変更した際の差額が1薬剤あたり200円以上



Ⅲ 平成28、29年度の
保険料について

1 平成28、29年度の保険料について

(1) 保険料率の算定について

2年ごとに診療報酬が見直されることや、被保険者数及び医療給付費等が増加することから、概ね2年を通じて、後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を行うため、今年度、平成28・29年度の医療給付費の総額を算出し、その1割を保険料で賄えるよう保険料率を算定する。

(2) 保険料率の推移

| | 平成20・21年度 | 平成22・23年度 | 平成24・25年度 | 平成26・27年度 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 均等割額 | 37,800円 | 37,800円 | 42,000円 | 43,200円 |
| 所得割額 | 7.14% | 7.18% | 8.54% | 8.54% |
| 賦課限度額 | 50万円 | | 55万円 | 57万円 |
| 軽減後1人当たり 平均保険料額 | 48,939円 | 48,886円 | 53,650円 | 55,467円 |

※ 軽減後とは、低所得者に対する均等割軽減と所得割軽減及び被用者保険の被扶養者だった方に対する均等割軽減、並びに賦課限度額を超える所得の補正を反映させたものである。

(3) 算定のスケジュール

- 8月 国から新保険料率算定に係る留意事項及び暫定数値の提示
- 9月 新保険料率の試算および国への試算結果報告（1回目）
- 10月 平成27年第2回広域連合議会定例会
（新保険料率算定方法等報告）
- 11月 新保険料率の試算および国への試算結果報告（2回目）
- 12月 診療報酬の改定率の決定
国から新保険料率の算定に使用する確定数値の提示
- 翌年1月 新保険料率の試算および国への試算結果報告（3回目）
- 2月 平成28年第1回広域連合議会定例会
（保険料改定に係る条例の改正案の上程）

※ 国が提示する数値

- 1 参考数値
全国単位での被保険者数、医療給付費等の伸び率
- 2 算定に使用する数値
後期高齢者負担率、普通調整交付金算定係数等

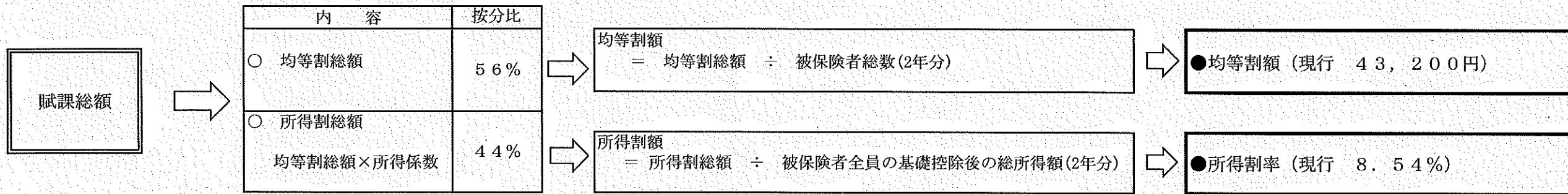
保険料額の算定方法

1 保険料賦課総額の算定

| 費用項目 | 負担区分 | 負担割合 | 収入項目 | 内容 |
|--|----------|------|-------------------|---|
| ① 医療給付費 平成28・29年度の医療給付費の総額は、各年度の一人当たり医療費の見込額に、各年度の平均被保険者数の見込数を乗じた額を合算して算出する。 【参考】 ・一人当たり医療給付費 平成26年度実績 759,877円 (対前年度伸び率 0.57%) 平成27年度見込 767,476円 (対前年度伸び率 1.00% ※7月末までの実績をもとに推計) ・平均被保険者数 平成26年度実績 236,116人 (対前年度伸び率 1.15%) 平成27年度見込 241,079人 (対前年度伸び率 2.10% ※5月末までの実績をもとに推計) ・医療給付費総額 平成26年度実績 約1,794億円 (対前年度伸び率 1.73%) 平成27年度見込 約1,850億円 (対前年度伸び率 3.12% ※7月末までの実績をもとに推計) | 公費 | 3/12 | 国負担金 | 定率の国負担 (高額医療費公費負担含む) |
| | | 1/12 | 国調整交付金 | 広域連合間の所得格差による不均衡を是正するため、所得係数により調整して交付 |
| | | 1/12 | 県負担金 | 定率の県負担 (高額医療費公費負担含む) |
| | | 1/12 | 市町負担金 | 定率の市町負担 |
| | 後期高齢者支援金 | 40% | 後期高齢者支援金 | 現役世代からの支援金 (現役世代の減少率を反映させて、現役世代の負担が重くならないよう、後期高齢者負担率を用いて調整する) |
| | その他 | | 平成26・27年度剰余金 | 剰余金を保険料抑制財源として活用する。 |
| | 保険料 | 10% | ①医療給付費を賄う保険料 | |
| ② 財政安定化基金拠出金 | | | ②財政安定化基金拠出金を賄う保険料 | ①、②、③、④、⑤を賄う保険料必要額 ÷ 予定収納率 = 賦課総額 |
| ③ 保健事業 (健康診査等) | | | ③保健事業 | |
| ④ 葬祭費 | | | ④葬祭費 | |
| ⑤ 審査支払手数料 | | | ⑤審査支払手数料を賄う保険料 | |
| | | | | |

※ 財政安定化基金は、平成27年度末時点で基金残高が約32億円に達する予定であるため、新たな拠出は予定していない。

2 保険料率の算定



※ 現行における本県の所得係数は0.79である。

按分比
 均等割総額と所得割総額の比率は、本来1:1であるが、各広域連合における被保険者の所得の状況が異なることから、所得係数を用いて按分比を調整する。
 (所得係数とは、「広域連合の一人当たりの所得」を「全国一人当たりの所得」で除した数)

栃木県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（概要版）

平成27年3月 栃木県後期高齢者医療広域連合

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

高齢化の進展に伴い、後期高齢者や後期高齢者の医療費は今後も増加が予測されるなか、高齢者にかかる健康の保持・増進、生活の質の維持・向上により安定的な保険運営を図ることを目的に、本計画を策定します。

2 計画の基本方針

加齢による心身機能の低下など、高齢者の特性に配慮し、被保険者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、また、構成市町との連携・協力により、県内の地域特性にも配慮した保健事業を推進するため、次のとおり基本方針を定めます。

- ①被保険者の健康保持増進に向けた取組の推進
- ②市町との連携・協力体制の強化

3 計画の位置付け

栃木県後期高齢者医療広域連合広域計画の基本方針に基づいた個別計画とするとともに、とちぎ健康21プラン（栃木県健康増進計画）や栃木県医療費適正化計画などとの調和を図り策定します。

4 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3か年計画とします。

第2章 栃木県後期高齢者医療の現状と課題

1 栃木県の人口推移と将来推計人口

本県の人口は、現在減少に転ずるとともに65歳以上の老年人口の割合である高齢化率が21%を超える超高齢社会となっており、平成22年国勢調査では22.0%でしたが、平成37年には30.8%になると推計されています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より）

2 被保険者数の状況

平成25年度末の被保険者数は235,074人で、将来推計人口からも、当面増加が続くと予測します。

3 栃木県の健康寿命と平均寿命（「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」より）

本県の健康寿命は、全国平均と比較すると男女ともに平均を上回りますが、平均寿命では下回っており、平均寿命と健康寿命の差（日常生活に制限のある期間の平均）は短くなっています。

| 平均寿命（年） | | | 健康寿命（年） | | | 日常生活に制限のある期間の平均 | | |
|---------|----------------|----------------|---------|----------------|---------------|-----------------|---------------|--------------|
| ① | 男性 | 女性 | ② | 男性 | 女性 | ①-② | 男性 | 女性 |
| 栃木県 | 79.06 (38位) | 85.66 (46位) | 栃木県 | 70.73 (17位) | 74.86 (5位) | 栃木県 | 8.33 (10位) | 10.8 (2位) |
| 全国 | 79.59 | 86.35 | 全国 | 70.42 | 73.62 | 全国 | 9.17 | 12.73 |
| 差 | -0.53 | -0.69 | 差 | 0.31 | 1.24 | 差 | -0.84 | -1.93 |

【平成22年年齢調整死亡率】 【平成24年度健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究・平成22年度データ】

4 栃木県の医療施設の状況

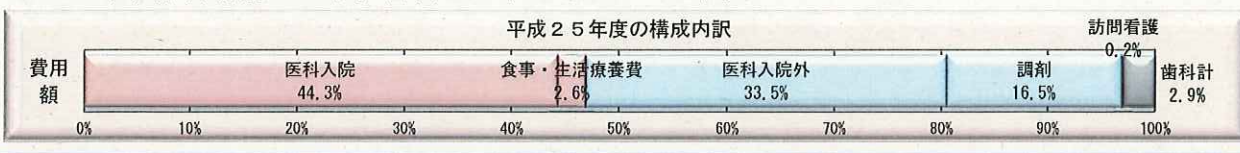
本県の平成24年度の人口10万人当たりの診療所数、病床数はいずれも全国平均を若干下回る状況で、診療所数、病床数ともに西高東低といわれ、関東圏は全国でも低い状況となっています。

5 後期高齢者医療費の状況

(1) 後期高齢者医療費の内訳

平成25年度の年間医療費は1,900億円を超える状況で、被保険者数の増加、医療技術の高度化などにより年々増大しており、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

医療費の97.1%は調剤を含む医科で占めており、入院外と調剤で50.0%、入院と食事・生活療養費が46.9%、訪問看護が0.2%、歯科が2.9%となっています。



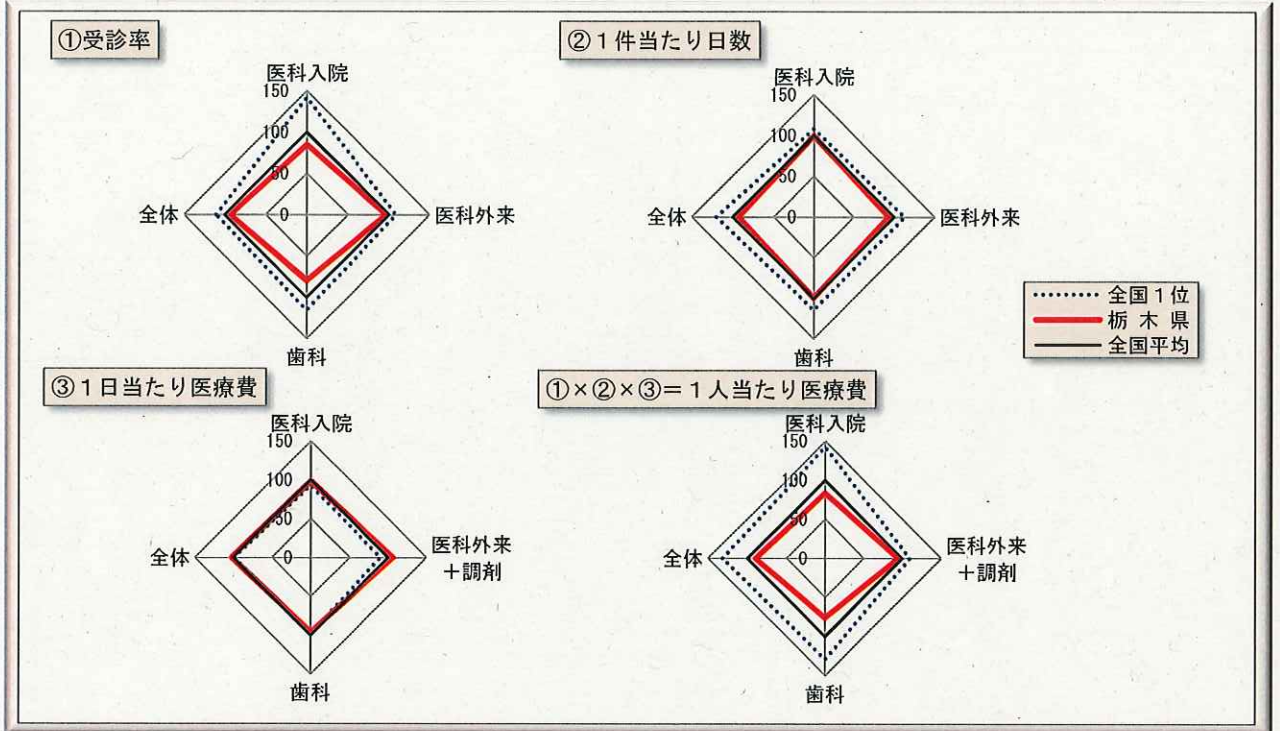
(2) 1人当たり医療費

平成25年度の1人当たり医療費は、815,256円で、全国平均919,610円を10万円余下回る全国38位と低い水準ですが、毎年増加傾向にあります。

(3) 医療費の3要素の比較（受診率・1件当たり日数・1日当たり医療費⇒1人当たり医療費）

全国平均と比較すると、本県は医科入院外は受診率、1人当たり医療費ともに全国平均水準ですが、医科入院の受診率が比較的低いことから、全体では1人当たり医療費が抑えられています。

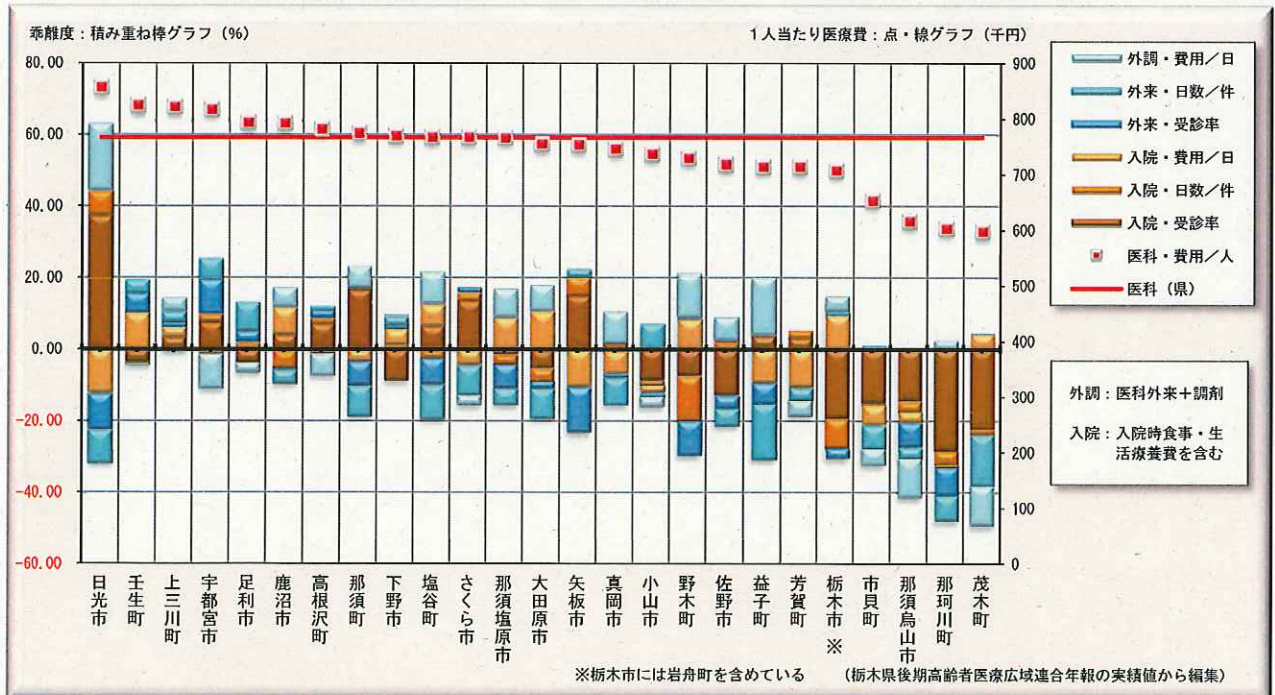
医科入院受診率が低い要因として、本県は男女ともに「日常生活に制限のある期間の平均」が短いことがあげられると分析します。



(4) 市町ごとの医療費の状況

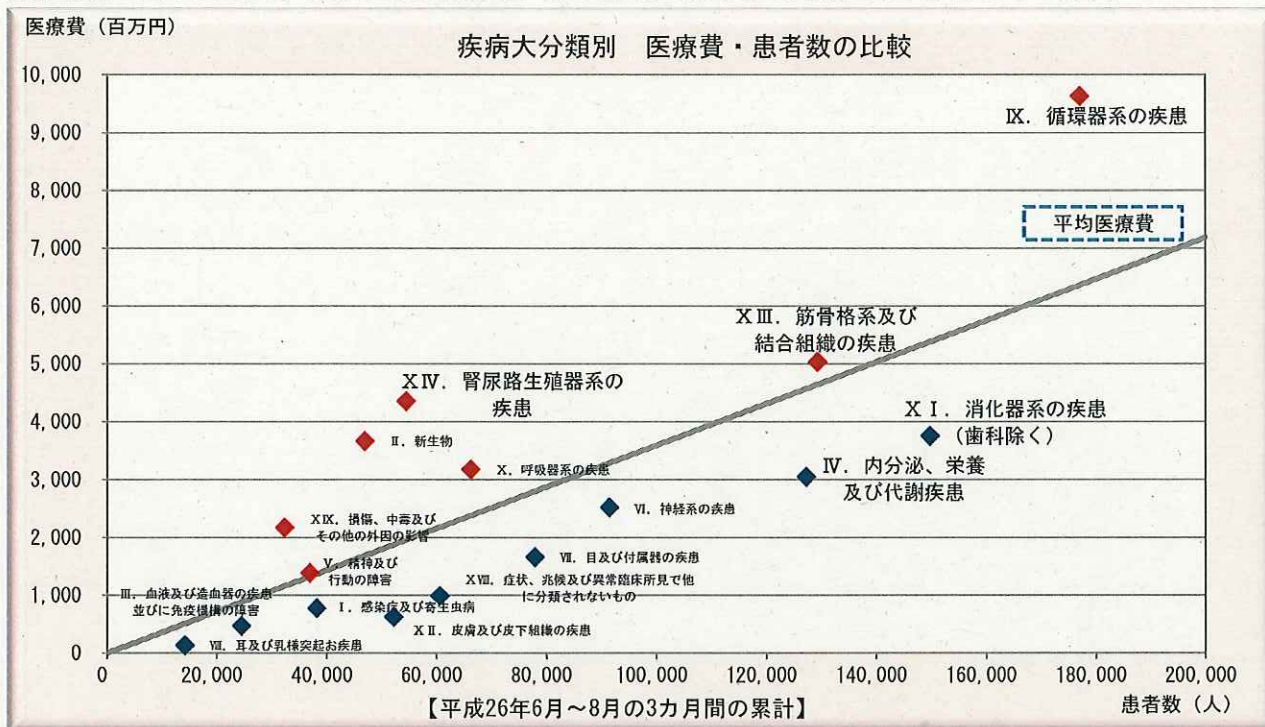
平成25年度の決算区分による医科医療費（調剤含む）の、各県内市町の1人当たり医療費の状況は、県平均766,644円で、最も高かったのは日光市857,137円、低かったのは茂木町597,726円で、県内でも大きな地域差があります。

市町ごとの医科（調剤含む）1人当たり医療費の状況 ～医療費への3要素の寄与度～



6 疾病の状況

疾病大分類別では、循環器系の疾患が罹患者数、医療費ともに最も上位にあり、筋骨格系及び結合組織の疾患も上位に位置し、中分類での受診状況でも、循環器系を筆頭に内分泌系などの生活習慣病や、身体機能の低下に起因するような消化器系、筋骨格系、眼科系の疾患が広く分布しています。



7 健康診査の状況

広域連合が、疾病の早期発見・重症化予防や被保険者が自らの健康状態を把握することで、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している健康診査の受診率は、平成25年度実績は24.5%で、年々増加していますが、構成市町ごとの受診率は、最も高い那珂川町で46.3%、最も低い茂木町では8.8%と大きな差がある状況です。

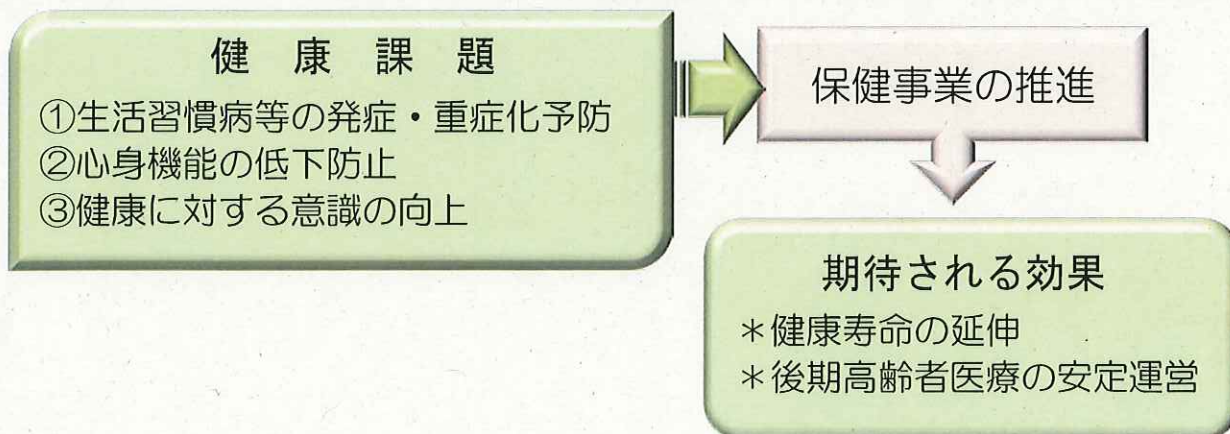
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 栃木県 | 23.0% | 23.8% | 24.5% |
| 全国 | 24.0% | 25.0% | 26.0% |

8 健康課題の設定

本県は、健康寿命の長さが、男女ともに全国平均を上回るとともに、「日常生活に制限のある期間の平均」は短期間であることが、医療費が低い状況のひとつの要因になっていると思われます。

しかし、被保険者の疾病の状況を見ると、循環器系の疾患の占める割合が大きく、生活習慣病や加齢に伴う身体機能の低下による疾病の分布が多い状況が見られます。

予防可能な疾病の罹患予防や重症化予防を図ることは、被保険者のQOLを低下させることなく健康寿命を延伸するとともに、安心して必要な時に必要な医療給付を受けることのできる医療保険の安定運営にもつながると考え、広域連合では、次の通り健康課題を設定し、保健事業に取り組んでまいります。



第3章 保健事業の推進

1 保健事業の取組み

広域連合は、被保険者の健康寿命の延伸を目指して、広域連合のみならず市町をはじめとする関係機関・団体とも連携・協力して各種保健事業に取り組みます。

(1) 広域連合主体の取組み

- ①被保険者の健康増進のために効果的な広報の実施
- ②保健事業実施体制の検討
- ③国保データベース(KDB)システム等を活用した、医療・健康診査等の各種情報分析及び健康課題の把握

(2) 市町との連携による取組み

- ①市町ごとの各種情報の分析結果及び健康課題についての情報提供
- ②保健事業担当者連絡会議等の定期的な市町との意見交換を行う場の確保
- ③高齢者の健康づくりのために市町が実施する保健事業の推進に向けた支援

(3) その他の関係機関との連携による取組み

- ①保健事業にかかる情報や課題の市町との共有化
- ②後期高齢者ヘルスサポート事業の活用による円滑な計画の推進
- ③栃木県保険者協議会を活用した県内医療保険者との連携による効果的な保健事業の実施
- ④その他関係機関との連携による取組み

保健事業一覧

| 事業名 | 内容 ～現状 *今後の取組み～ | 現状値 | 目標値 |
|---|---|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 健康診査 ～生活習慣病等の発症・重症化予防を目指して～ | | 市町に委託実施 | |
| 健康診査事業 | ・効果的な受診勧奨広報 *保健事業担当者連絡会議の活用 *必要性の高い被保険者の受診促進 等 | 平成25年度 受診率 24.5% | 平成29年度 受診率 30.0% |
| 歯科健康診査事業 | ・効果的な受診勧奨広報 *保健事業担当者連絡会議の活用 *必要性の高い被保険者の受診促進 等 | 平成26年度 実施市町 1市 | 実施市町 増加 |
| 2 保健指導 ～生活習慣病等の発症・重症化予防を目指して～ | | | |
| 重複・頻回受診者訪問指導事業 | ・重複・頻回受診の被保険者に対する保健師等による訪問指導 *KDBの活用による実施効果の高い対象者選定 *訪問指導の効果測定と実施内容の充実 | 平成25年度 改善割合 重複54.5% 頻回30.3% | 改善割合 増加 増加 |
| 3 健康教育, 健康相談等 ～心身機能の低下防止・健康に対する意識の向上を目指して～ | | 市町実施事業への経費助成 | |
| 長寿・健康増進事業 | ・健康教育, 健康相談等 ・スポーツクラブ, 健康施設等の利用助成 ・人間ドック等の費用助成 ・健康診査追加項目 ・はり・きゅう等の利用助成 *市町へのインセンティブの検討 | 平成26年度 実施市町 18 | 平成29年度 実施市町 25 |
| 「健康づくり体験談」募集事業 | ・体験談を通じた健康管理への意識付け *効果的な実施方法の検討 | 平成26年度 応募数5件 | 増加 |
| 4 医療費適正化 ～安定した医療保険の運営を目指して～ | | | |
| ジェネリック医薬品普及・啓発事業 | ・お願いカードの配付 ・ジェネリック医薬品利用差額通知の送付 *周知・啓発広報の充実 *効果的な差額通知送付の検討 | 27年1月 使用率 (数量ベース) 49.6% | 平成29年度 使用率 (数量ベース) 60.0% |
| 医療費通知事業 | ・年3回 *通知内容, 回数の検討 | | |

第4章 計画の評価、見直し

- ・PDCAサイクルに沿って事業を運営します
- ・保健事業支援・評価委員会を活用します
- ・市町等関係機関と調整を図り内容を見直します

第5章 計画の公表、留意事項

- ・広域連合・市町に冊子を配備します
- ・広域連合ホームページに掲載します
- ・関係機関との連携強化に努めます
- ・適切な個人情報の保護に努めます

「健康づくり体験談」募集事業について

1 趣 旨

健康づくりに関する体験談を募集することにより、広く被保険者の皆様に健康管理に一層関心を持っていただくとともに、優秀作品をホームページ等で周知することにより後期高齢者医療制度に理解を深めていただくことを目的とする。

2 募集内容

- (1) テーマ ①運動部門 日々実践している運動やスポーツに関する健康法とその効果
 ②食事部門 毎日の食事を取り入れている健康法や習慣とその効果
 ③生きがい部門 ボランティア活動や社会活動などを通じた健康法とその効果
- (2) 応募方法 原稿用紙2～3枚程度の作品を郵送またはメールで提出
- (3) 応募期間 平成27年7月30日（木）から9月30日（水）
- (4) 応募資格 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者

3 応募状況

19作品 ※ 詳細は裏面参照

4 審 査

(1) 事前審査（事務局）

応募作品について、広域連合事務局において、文章の体裁・構成・内容等を考慮し、10作品を選定した。また、健康法の安全性チェックを県健康増進課に協力依頼して確認した。

(2) 本審査（懇談会）

事前審査通過10作品について、後期高齢者医療運営懇談会において、委員により審査し、最優秀作品1点と優秀作品3点を選考する。

5 優秀作品の表彰

- ・ 最優秀作品（1点） 表彰状と記念品（旅行券3万円分）を授与
- ・ 優秀作品（3点） 表彰状と記念品（商品券1万円分）を授与
- ・ 参加賞 礼状と参加記念品（QUOカード500円分）を贈呈

6 優秀作品の公表（周知・広報）

- ・ 前原委員に御協力いただき、医学的見地からのコメント等を付し、平成28年1月から広域連合ホームページに掲載
- ・ その他、機会を捉えて周知・広報していく。

<応募の状況>

(1) 性別・年代別・テーマ分野別応募状況

(単位：人)

| 性別 | | | 年代別 | | | | 応募テーマ | | | |
|----|----|-----|-----|-----|-----|------|-------|----|------|------|
| 男性 | 女性 | 性別計 | 70代 | 80代 | 90代 | 年代別計 | 運動 | 食事 | 生きがい | 分野別計 |
| 13 | 6 | 19 | 13 | 6 | 0 | 19 | 7 | 5 | 7 | 19 |

(2) 応募作品一覧

| No. | 年齢 | 性別 | 市町名 | テーマ | タイトル |
|-----|----|----|-------|------|---------------------|
| 1 | 81 | 男 | 小山市 | 運動 | 自分の健康づくり |
| 2 | 81 | 女 | 真岡市 | 生きがい | 76歳のヘレンケラー |
| 3 | 82 | 男 | 鹿沼市 | 生きがい | 携え合って八十路を歩んで行きたい |
| 4 | 80 | 男 | 宇都宮市 | 生きがい | 私の健康づくりの実践 |
| 5 | 75 | 男 | 宇都宮市 | 生きがい | ボランティアを楽しむ |
| 6 | 87 | 男 | 小山市 | 生きがい | 生きがいに関する健康法とその効果 |
| 7 | 75 | 女 | 宇都宮市 | 生きがい | 私の生きがい |
| 8 | 78 | 男 | 塩谷町 | 生きがい | 生きる |
| 9 | 78 | 男 | 宇都宮市 | 食事 | ゴーヤ茶、ゴーヤ手作りドレッシング漬け |
| 10 | 75 | 男 | 宇都宮市 | 食事 | 私の健康づくり |
| 11 | 75 | 男 | 鹿沼市 | 食事 | 私の健康法 |
| 12 | 79 | 女 | 宇都宮市 | 食事 | 健康は食から |
| 13 | 78 | 男 | 日光市 | 運動 | タイトル不明 |
| 14 | 75 | 男 | 那須塩原市 | 運動 | 私の健康づくり |
| 15 | 77 | 女 | 塩谷町 | 運動 | 継続は力なり |
| 16 | 84 | 女 | 塩谷町 | 運動 | 今がしあわせ84歳 |
| 17 | 75 | 男 | 宇都宮市 | 運動 | 暮らしの中の運動 |
| 18 | 75 | 男 | 上三川 | 運動 | 私の運動効果 |
| 19 | 79 | 女 | 宇都宮市 | 食事 | 自家製健康食 |